

内閣参質一八九第三七二号

平成二十七年十月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員小西洋之君提出平成二十六年七月一日の閣議決定に係る内閣法制局長官の違法行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出平成二十六年七月一日の閣議決定に係る内閣法制局長官の違法行為に関する質問に対する答弁書

内閣法制局は、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）に基づき適正にその職務を行つて  
いるものと考えている。

